

令和4年度 包括外部監査結果報告書【概要版】

1. 監査テーマ 商工行政に関する事務の執行について
2. 監査人 公認会計士 黒岩 延峰
3. 補助者 公認会計士5名 松尾 英二、黒岩 延時、江上 英介、川野 武志、
猿渡 慎也
弁護士2名 津村 哲生、神原 奈津子
4. 指摘事項 5 件
5. 意見 48 件
6. 結果報告書

第1章 包括外部監査の概要

1～8 [略]

第2章 久留米市の現況及び商工行政の概要

1～6 [略]

第3章 監査結果総括

1	監査結果の共通の意見	[指摘 ー ・意見①～⑦]	P4
(1)	補助金制度の効果測定方法、指標、制度の終期 [意見①]		P4
(2)	補助財産の処分制限 [意見②]		P4
(3)	例外時の意思決定の体制整備 [意見③]		P4
(4)	規定間ないし規定と宣誓・同意書等とのリーガルチェック [意見④]		P4
(5)	久留米市世界のつばき館と久留米つばき園 [意見⑤]		P4
(6)	コロナ禍の休業時の臨時雇用者、経費等 [意見⑥]		P5
(7)	公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会 [意見⑦]		P5
2	監査結果総括表 [略]		

第4章 商工業振興費

1	中心部商業活性化事業	[指摘 ① ・意見 ー]	P6
2	商工指導機関助成事業	[指摘 ー ・意見⑧～⑩]	P6
3	地域商業支援事業	[指摘 ー ・意見⑪～⑬]	P6
4	中心市街地活性化事業	[指摘 ー ・意見 ⑭]	P7
5	事業者連携買い物支援事業	[指摘 ー ・意見⑮～⑯]	P7
6	まちなか賑わい創造事業	[指摘 ② ・意見⑰～⑱]	P8
7	中小企業共同事業促進助成	[指摘 ー ・意見 ⑲]	P8
8	創業支援事業		

(1) 久留米市創業支援事業補助金	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
(2) 知的財産普及活用推進事業費補助金	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
(3) 中小企業新規開業資金預託金	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
9 新産業団地整備事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
10 新産業・新技術支援事業	〔指摘 ー ・意見 ⑳ 〕	P9
11 バイオ産業振興事業	〔指摘 ー ・意見 ㉑ 〕	P9
12 企業立地促進資金利子等補給金	〔指摘 ー ・意見 ㉒ 〕	P9
13 産業振興奨励金	〔指摘 ③ ・意見 ー 〕	P9
14 企業誘致推進事業	〔指摘 ー ・意見㉓～㉔〕	P10
15 地域企業育成事業		
(1) 久留米市中小企業 DX 促進補助金	〔指摘 ー ・意見 ㉕ 〕	P10
(2) 久留米市オンライン商談開催委託	〔指摘 ー ・意見 ㉖ 〕	P10
(3) 商工相談窓口体制強化委託	〔指摘 ー ・意見 ㉗ 〕	P11
(4) 中小企業経営改善支援事業費補助金	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
(5) 久留米市販路開拓促進事業費補助金	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
(6) 中小企業止水板等設置事業費補助金	〔指摘 ー ・意見 ㉘ 〕	P11
16 地場産業総合振興事業	〔指摘 ー ・意見 ㉙ 〕	P11
17 産業団地整備事業特別会計繰出金	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
18 商工業振興費	〔指摘 ー ・意見 ㉚ 〕	P11
19 浸水被災事業者支援事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	

第5章 観光・国際課

1 山辺道文化館費	〔指摘 ④ ・意見 ー 〕	P13
2 草野歴史資料館費	〔指摘 ⑤ ・意見 ㉛ 〕	P13
3 世界のつばき館等活用事業	〔指摘 ー ・意見㉜～㉝〕	P13
4 田主丸ふるさと会館費	〔指摘 ー ・意見 ㉞ 〕	P14
5 広域観光事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
6 伝統的町並み保存事業	〔指摘 ー ・意見 ㉟ 〕	P14
7 観光施設整備管理事業	〔指摘 ー ・意見 ㊱ 〕	P15
8 観光案内サイン整備管理事業	〔指摘 ー ・意見 ㊲ 〕	P15
9 九州オルレ推進事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
10 四季のイベント振興事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
11 観光プロモーション推進事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
12 インバウンド推進事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
13 地域資源観光活用事業	〔指摘 ー ・意見 ㉟ 〕	P15
14 MICE 誘致推進事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
15 観光コンベンション振興事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	

16	公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会	〔指摘	－	・意見③⑨～④①〕	P16
----	--------------------------	-----	---	-----------	-----

第6章 コロナ対策費

1	コロナ関連事業についての総合意見	〔指摘	－	・意見 ④②	〕	P18
2	中小企業事業継続緊急支援金	〔指摘	－	・意見④③～④④〕		P18
3	感染症拡大防止対策強化補助金	〔指摘	－	・意見 ④⑤	〕	P19
4	中小企業金融対策事業	〔指摘	－	・意見	－	〕
5	中小企業融資利子・保証料補給金	〔指摘	－	・意見 ④⑥	〕	P19
6	休業要請協力支援金	〔指摘	－	・意見 ④⑦	〕	P19
7	事業継続給付金・新規創業者事業継続給付金	〔指摘	－	・意見	－	〕
8	新しい生活様式対応事業者応援金	〔指摘	－	・意見	－	〕
9	大規模観光関連施設支援金	〔指摘	－	・意見	－	〕
10	宿泊施設テレワーク等環境整備補助金	〔指摘	－	・意見 ④⑧	〕	P20

第3章 監査結果総括

1. 監査結果の共通の意見

(意見1) 補助金制度の効果測定方法、指標、制度の終期

補助事業の効果測定のための目標指標・目標値が設定されていなかったり、曖昧だったりする補助事業が多く、補助事業開始後一定期間を経過した後、当該制度の必要性、時代変化への対応、予算の状況などを検討する機会として補助制度の有効期間を一定期間にすることが望まれる。

(意見2) 補助財産の処分制限

補助事業では転売可能な PC、タブレット、関連機器の補助も多く行われている。これらは、転売等も可能な物品であるので、財産の処分を具体的に制限する規定を設け、補助金で購入した物品の在庫確認の義務付けなどを考える必要性は高いと考える。

(意見3) 例外時の意思決定の体制整備

補助金の交付決定額が変更になった場合、原則事後精算に関わらず事前に概算払いする場合など実務上例外的な取り扱いをする場合が生じる。法的論理では意思決定機関が意思決定した事項以外の意思決定において権限移譲がなければ本来の意思決定機関の意思決定や許可を得なければならない。一方で、実務的には緊急的であったり軽微な事象であったりする場合もあり原則論では実務は行えない状況も理解できる。

そのような例外時の対応を定めることで、責任の所在を明確にし、実務上も速やかな意思決定をできるような体制を構築することが必要と考える。例外時の対応をどうするのかという視点が欠け、現場の性善説に依存している実務対応となっている様に感じられた。

(意見4) 規定間ないし規定と宣誓・同意書等のリーガルチェック

規定間または、規定、要綱を具体化する宣誓・同意書などの文書でもとの規定を引用する場合に漏れが生じたり異なる意味になっていたりする場合があった。

規定や公的文書のリーガルチェックを行うことはできないだろうか。

(意見5) 久留米市世界のつばき館と久留米つばき園

久留米市世界のつばき館(商工観光労働部観光・国際課/久留米市草野町矢作 490 番地 2)、久留米つばき園(農政部農業の魅力促進課/久留米市草野町草野 546-1)の両施設は距離にして 500 メートルくらい、徒歩 10 分、車で 2, 3 分に位置する。管理は、久留米市世界のつばき館は指定管理で公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会、久留米つばき園は久留米市農政部が行っている。市民目線では、同じような施設が近くにあり、2 つある必要性は何だろう、管理は 1 箇所で効率的にやっているのだろうと思うのであるが、実際は担

当部や管理は異なるのであるから、市としては異なる理由を説明する必要性がある。さらに、両施設の管理については部を異にしているが、運営については、互いにシナジー効果が出るよう効果的になされるべきである。

また、このように 2 つ以上の部署にまたがり同じような目的を持つ施設について把握を行い、久留米市全体で有効で効率的な運営をするにはどのようにしたら良いのか整理が必要と考える。

(意見 6) コロナ禍の休業時の臨時雇用者、経費等

コロナ禍期間中に閉館するなど、業務を停止しているにもかかわらず、臨時雇賃金や清掃消毒等業務費用などの経費が従前と変わらず発生している施設が数件あった。全国的に不要不急な外出自粛が叫ばれ、リモートワークなどヘシフトする中、この対応が適切であったか検討する必要がある。

また、久留米市は全庁的に臨時の新型コロナウイルス対応の体制を構築することで新型コロナウイルス対応の保健所等の機能をバックアップしたことは評価できるが、外郭団体の人員を活用する余地は無かったのだろうか。

今後の災害対応等の臨時的事象に備えるため検討する必要性があると考えます。

(意見 7) 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会

令和 3 年度の観光コンベンション振興事業全体の補助金予算額 134,854 千円のうち人件費の補助金予算額 96,666 千円は約 72%を占めている。公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会の給与体系は公務員試験を受けて採用された久留米市職員の給与規程を参考にしており、等級表や給料表は同じものが使われている。手当についても基本的なものは同じ扱いになっている。

実際の運用面においては昇級に制限を設けるなど差をつけているとのことであるが、本来、公益法人はあくまで民間の組織であり、職員は公務員ではない。民間企業としての独自の給与規程を設けることを検討していただきたい。

当該協会の委託費は新型コロナウイルスが流行する前の年度は約 4 千万円程度が計上されており重要である。業者選定方法について明確な定めは無く、金額の重要なものについて相見積もりや、指名競争入札やプロポーザルによる選定方法が採用されていた。ケースごとに、その都度選定方法を検討すると恣意的な判断が入る余地があるので、選定方法について内容、金額に応じた明確な選定基準を設けることが望ましい。

久留米市の副市長が当該協会の理事長を務めるなど、久留米市にとって重要な組織であることは間違いなく、補助事業の委託先が公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会になっているものも多い状況で、なぜこのような組織が必要か、当該協会と久留米市はどのような関係なのかが分かりにくい。存在意義は何なのか、どのような組織でどのような関係にあるのかを説明する必要性は高い。

第4章 商工業振興費

1. 中心部商業活性化事業

(指摘1) 補助金額変更時の承認申請手続について

補助金の交付決定額と交付確定額に変更があり（減額）、経費配分の変更もなされていたが、久留米市補助金等交付規則第12条第1項第4号に規定する変更の承認申請の手続を経ておらず、変更の承認を受けないまま補助金が交付されていた。

2. 商工指導機関助成事業

(意見8) 定量的な評価指標の設定

小規模事業指導費補助、小規模事業対策推進事業費等補助および中小企業育成振興事業費補助にかかる評価指標を設けていないことは、事後的に当該事業の必要性および効果を定量的に把握することができず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。

(意見9) 補助金終期

久留米市小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費等補助金交付要綱等において、当該事業の終期を定めている条項は見受けられない。現状、当該事業については需要があり、補助の実績があるが当該事業の必要性および効果を検討する仕組みが整備されていない。

終期を設け、機械的に制度目的が達成されていないか、必要性等は薄れていないか、補助の効果は十分か、他の方法は無いかなどの観点から検討する機会を設ける必要がある。

(意見10) 補助対象経費の合理性の確認

中小企業育成振興事業費補助において、補助対象経費が無駄な支出でないか否か、有効に使われているか否か等の観点から、各経費の明細内容を確認できる資料を入手し、補助対象経費の合理性を確認することが望ましい。

3. 地域商業支援事業

(意見11) 定量的評価指標の設定

地域商業等活性化出店促進事業および商品券発行事業にかかる評価指標を設けていない。そのため、事後的に当該事業の必要性および効果を定量的に把握することができず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。

(意見 1 2) 補助金終期

久留米市地域商業等活性化出店促進事業費補助金交付要綱および久留米市商品券発行事業費補助金交付要綱において、当該事業の終期を定めている条項は見受けられない。

終期を設け、機械的に制度目的が達成されていないか、必要性等は薄れていないか、補助の効果は十分か、他の方法は無いかなどの観点から検討する機会を設ける必要がある。

(意見 1 3) 商品券発行の電子化

商品券発行事業は紙による商品券が主流であるが、現金化を防止する観点、電子発行であれば 1 円単位で利用できるため利用者側の利便性が高まる等という視点を踏まえて、電子での商品券発行方法へ市側から発行者側へ促進することが望ましい。

4. 中心市街地活性化事業

(意見 1 4) 概算払いの理由の文書化

久留米市中心市街地活性化協議会事業費補助金事業において、補助金交付決定にかかる起案文書中には、「久留米市補助金等交付規則第 18 条第 2 項に基づき、本事業を円滑に実施するため」と記載があるのみで、概算払いの具体的な事情や、当該事情が「補助金等の額の確定前に交付することが適当と認める時」に当たるかどうかの判断過程が記載されていない。

概算払いが規則の要件を満たすと判断した過程は文書上明確に記載することが望ましい。

5. 事業者連携買い物支援事業

(意見 1 5) 定量的な評価指標の設定

事業者連携買い物支援事業にかかる評価指標を設けていないことは、事後的に当該事業の必要性および効果を定量的に把握することができず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。

(意見 1 6) 補助金終期

終期を設け、機械的に制度目的が達成されていないか、必要性等は薄れていないか、補助の効果は十分か、他の方法は無いかなどの観点から検討する機会を設ける必要がある。

6. まちなか賑わい創造事業

(指摘2) 委託事業における経費負担支援の基準の明確化

まちなか賑わいづくり支援事業は、商店街団体等が実施する、中心市街地の賑わいづくりを目的としたイベント・事業等の支援を行う事業であり、久留米市は、この事業を株式会社ハイマート久留米に委託している。久留米市と株式会社ハイマート久留米との委託契約書及び仕様書によると、委託業務には「経費負担支援」も含まれているが、負担する経費に関しては、仕様書中に、「印刷費、通信費、謝金や感染防止にかかる備品購入費など」が例示されているほかは、「対象事業や対象経費は、市所管課と事前協議のうえ決定」と記載されるのみで、対象事業・対象経費の基準が不明確である。

委託業務である経費負担支援については、契約書ないし仕様書中に、対象事業や対象経費の基準をあらかじめ定めておくべきである。

(意見17)(意見18) 概算払いの理由の文書化

くるめ光の祭典事業および久留米市まちなか地域物産店事業において、補助金交付決定にかかる起案文書中には、「久留米市補助金等交付規則第18条第2項に基づき、本事業を円滑に実施するため」と記載があるのみで、概算払いの具体的な事情や、当該事情が「補助金等の額の確定前に交付することが適当と認める時」に当たるかどうかの判断過程が記載されていない。

概算払いが規則の要件を満たすと判断した過程は文書上明確に記載することが望ましい。

7. 中小企業共同事業促進助成

(意見19) 事業の効果測定の方法

本事業については、補助事業の効果測定のための目標指標・目標値は設定されていない。補助金は、公益上の必要がある場合に交付が認められるものであるから、市として当該事業の必要性についての説明責任を果たす上でも、本事業の効果を客観的に把握することが重要である。

8. 創業支援事業

9. 新産業団地整備事業

10. 新産業・新技術支援事業

(意見 2 0) 補助金終期

終期を設け、機械的に制度目的が達成されていないか、必要性等は薄れていないか、補助の効果は十分か、他の方法は無いかなどの観点から検討する機会を設ける必要がある。

11. バイオ産業振興事業

(意見 2 1) 成果指標の見直し

本事業は、市内バイオ関連企業数を KPI として効果測定を行っているが、第 2 期久留米地方創生総合戦略が掲げる目標値 43 社（令和 6 年度）と比べると、市内バイオ関連企業数は、令和 2 年度には既に目標値に達している（令和 3 年度は 55 社）。

本事業は今後も継続する事業であり引き続き効果検証は必要であるから、既に達成した上記目標指標を見直し、新たなアウトカム指標の設定も併せて検討することが望ましい。

12. 企業立地促進資金利子等補給金

(意見 2 2) 当該制度の在り方の検討

長期間継続する低金利の状況、久留米市内の産業団地在庫が減少した状況において当該制度が新規での活用事例がないことを考えると、本制度設置時の目的は達成され、その役割は終えたものとも考えられるが、制度は残しつつ予算措置は行わない、制度そのものを廃止するなど当該制度の在り方を検討しなおす時期であると考ええる。

13. 産業振興奨励金

(指摘 3) 財産の処分制限

補助事業者は、一定期間、補助事業により取得等を行った財産について、市長の許可なしに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

上記に反し、財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときは、補助金の全部もしくはその一部について返還する必要がある旨、定める必要性は高いと考える。

14. 企業誘致推進事業

(意見 2 3) 補助金終期

終期を設け、機械的に制度目的が達成されていないか、必要性等は薄れていないか、補助の効果は十分か、他の方法は無いかなどの観点から検討する機会を設ける必要がある。

(意見 2 4) 久留米地域ものづくり産業振興会補助金交付要綱の内容について

久留米地域ものづくり産業振興会補助金交付要綱には、補助割合の条文が見受けられない。また、同要綱には補助金返還に関する取り決めなどの基本的事項が記載されておらず、庁内の内規で定められている。

実務の内容と要綱の内容を照合して要綱の内容を見直すことが必要である。

15. 地域企業育成事業

(1)久留米市中小企業DX促進補助金

(意見 2 5) 補助金の利用状況の調査について

当補助金の補助対象経費の中には、PC や iPad 等、汎用性の高い機器の購入費も含まれていることから、事業者には、当補助金で導入したシステム・機器等を当補助金の趣旨に添って適切に利用させる体制が必要である。

久留米市においては、実績報告書だけでは利用状況の確認が困難な事例に関しては、補助金確定後も、機器等の利用状況の調査を行う必要がある。

また、補助金確定の段階で、財産取得手続・経理処理等の正当性だけでなく、機器等の適切な利用状況も確認することは重要であるので、実績報告の際に、導入した新たなシステムを実際に事業に利用していることがわかる報告書（利用の写真等）の提出も要件とすることが望ましい。

(2)久留米市オンライン商談開催委託

(意見 2 6) 定量的な評価指標の設定

本事業の必要性を説明するためには、効果を定量的に測定することも重要であり、市内の参加受注数企業・オンラインによる商談総数はそのための指標といえるため、それらの数値目標の設定も検討することが望ましい。

(3)商工相談窓口体制強化委託

(意見 2 7) 事業の効果の定性的な評価

本事業の効果を測定するためには、相談対応時間（相談件数）だけではなく、相談者に対するアンケート調査を実施してもらい、回答を業務完了報告書と共に入手することで、相談実施の効果（手続の負担減の程度等）も把握することが望ましい。

(4)中小企業経営改善支援事業費補助金

(5)久留米市販路開拓促進事業費補助金

(6)中小企業止水板等設置事業費補助金

(意見 2 8) 定量的な評価指標の設定

本事業自体の直接の効果は、災害発生時に確認することになるが、定量的な数値目標が設定されて実績と比較されることにより、本事業の効果を客観的に把握することができるのであるから、数値目標の設定は必要である。

したがって、止水板等（その他浸水防止工事）設置率等の数値目標の設定を検討することが望ましい。

16. 地場産業総合振興事業

(意見 2 9) 久留米絰振興事業費補助事業の定量的な評価指標の設定

市では、地場産業総合振興事業全体の効果測定のための目標値として、地場産物産館での購買者数を設定しているが、久留米絰振興事業にかかる補助金の直接的な効果を客観的に把握する上では不十分と言わざるを得ないため、例えば久留米絰イベントにおける来場者数や、地場産物産館の購買者数の中から当該イベントがきっかけとなった者の人数等をもとに、当事業自体の数値目標の設定を検討することが望ましい。

17. 産業団地整備事業特別会計繰出金

18. 商工業振興費

(意見 3 0) 商工労働ニュースの発行

部内の検討で自主的に既存の業務を見直していることは非常に望ましいことではあるが、社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか、当初の目的は

達成されたかなどの視点で機械的に検討を行うため、制度開始当初より終期を設けるなどの工夫が必要と考える。

19. 浸水被災事業者支援事業

第5章 観光・国際課

1. 山辺道文化館費

(指摘4) 備品管理について

備品の管理について、令和2年に実査を行った際、現地担当者は存在しない備品が34個あることを久留米市に報告したが、市より送付の備品処分票には、そのうち6個のみが廃棄対象となっていたため、現場の備品台帳から当該6個のみを除却した。そのため残りの28個は、実際には存在しないにも関わらず備品台帳に記載されたままになっていた。

市によると、市の備品管理システムでは34個の備品のうち28個は既に削除されていたため、残りの6個のみをシステムから削除し、その旨を備品処分票に記載したとの事であった。市のシステム上は、実査した内容と一致していたが、経緯が正確に市と現場の間で共有されていなかった。

実際の備品管理は、現場担当者が作成した備品台帳を使って行うのであり、市の管理システムと現場の台帳を一致させ、適切に備品管理を行う必要があると考える。

2. 草野歴史資料館費

(指摘5) 備品の管理について

電話機（備品管理番号92585）については、処分済みであるが備品台帳に記載されたままになっていたため、速やかに除却処理を行い、備品台帳と現物備品とを一致させる必要がある。

(意見31) 入館者数について

令和3年度の入場者で、1日10名以上の日はごく少数で、入館者をいかに獲得するかが課題である。

草野町の歴史を伝承するという機能を果たす重要な建物や歴史資料であるから、新型コロナウイルス対策を十分にした上で、小中学校の社会科見学、歴史観光ツアーを企画する等、入館者を増やす施策を積極的に行う必要があると考える。

3. 世界のつばき館等活用事業

(意見32) 入館者数の減少について

世界のつばき館の指定管理料は20,395千円であり、一括して指定管理を依頼している草野歴史資料館や山辺道文化館の指定管理料の2倍以上の金額となっている。これは、つばきの樹木管理や清掃消毒等業務に費用がかかることが要因になっていると考えられる。それだけの費用をかけて運営するのであれば、新型コロナウイルスの対策を講じた上で、入館者

数を増加させる施策を、より積極的に講じる必要があると考える。

また、指定管理者である公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会は、館内花展示及び集客イベント企画業務として NPO 法人元気の里耳納の恵みに対して 998 千円支出しているが、その集客イベントの効果測定も実施する必要があると考える。

(意見 3 3) 久留米市世界のつばき館と久留米つばき園

久留米市世界のつばき館(商工観光労働部観光・国際課/久留米市草野町矢作 490 番地 2)、久留米つばき園(農政部農業の魅力促進課/久留米市草野町草野 546-1)の両施設は距離にして 500 メートルくらい、徒歩 10 分、車で 2, 3 分である。管理は、久留米市世界のつばき館は指定管理で公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会、久留米つばき園は久留米市農政部が行っている。市民目線では、同じような施設が近くにあってその必要性は何だろう、当然管理は 1 箇所ですべて効率的にやっているのだと思うのであるが、実際は担当部や管理は異なるのであるから、市としては異なる理由を説明する必要がある。

4. 田主丸ふるさと会館費

(意見 3 4) カフェ及び物販施設の営業について

令和 3 年度は、ワークショップが開催されずカフェと物販施設の営業のみがなされる状態であった。令和 3 年度の収支は△3,784 千円の赤字であり、指定管理者である公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会から委託を受けた久留米DMOへの委託費 4,274 千円は、結果としてそれを補填するための支出となってしまった。

今後のイベント等の開催日数なども考慮しながら、収支バランスを改善する必要があると考える。

5. 広域観光事業

6. 伝統的町並み保存事業

(意見 3 5) 保存地区内の修理・修景補助上限等

保存地区内の建物等の修理・修景にかかる費用の全額が補助されるわけではなく、その内容により補助率は 4/10～6/10、かつ限度額は 500 千円～2,600 千円(設計補助を除く)という上限が定められているため、建物等の所有者に経済的な負担がかかり、町並みを保存する目的で積極的に修理・修景を行うことに及び腰になっている面もある。

久留米市が、当該地区の伝統的町並みを保存していく意図を持ち続けるのであれば、保存地区であることの建物所有者に対する周知を徹底するとともに、補助率や限度額の上限、条例違反に対する対応、さらには条例の改正など、制度の在り方を再検討する必要がある。

7. 観光施設整備管理事業

(意見 3 6) コロナ禍における施設維持費の削減

令和 3 年度においては、からくり太鼓時計のオーバーホールを実施で 16,720 千円、修繕・保守点検委託料合計 1,778 千円の支出があった。また高山彦九郎史蹟の庭園とトイレの管理費用として 3,716 千円計上されている。コロナ禍で利用が減少している状況を踏まえ、低コストで効果的な維持管理方法の検討が求められる。

8. 観光案内サイン整備管理事業

(意見 3 7) 観光案内サインの整備・補修

他県や外国からも観光客を呼び込むことを考えると、分かりやすい観光案内サインは非常に重要なものである。本年度のように一般財源だけでなく補助金も活用しながら整備を進め、汚損や文字が消えかかっているもの、施設表記が古いままになっているもの等は補修を行っていく必要があると考える。

9. 九州オルレ推進事業

10. 四季のイベント振興事業

11. 観光プロモーション推進事業

12. インバウンド推進事業

13. 地域資源観光活用事業

(意見 3 8) WEB 版観光案内マップ利用の伸び悩み

令和 3 年度において、WEB 版観光案内マップの PR を実施したが、アクセス数は、令和元年度 2,200 件/月、令和 2 年度 2,221 件/月、令和 3 年度 2,256 件/月と伸び悩んでいる状態である。WEB 版観光案内マップの存在を広く PR し、利用促進を図る事を検討していく必要性があると考ええる。

14. MICE 誘致推進事業

15. 観光コンベンション振興事業

16. 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会

(意見 3 9) 人件費について

公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会の給与規程は久留米市職員の給与規程に準じたものとなっており、等級表や給料表は同じものを用いている。手当についても差は無いものになっている。

実際の運用面においては昇級に制限を設けるなど差をつけているとのことであるが、このような久留米市の給与規程に準ずる規定となった原因は、それぞれの外郭団体設立当初における人事評価制度構築についての困難さによるものであったであろうことは容易に理解できる。

しかしながら、いかなる団体にあっても、その特性は事業目的や組織の規模によって異なることになり、したがって、人事制度や給与規程についても事業目的や組織の規模によって異なっていてしかるべきである。今一度、現在の給与規程について公益財団法人としての事業目的や規模に沿った給与規程となっているかどうかについてご検討いただきたい。

(意見 4 0) 業者選定の基準について

委託費は新型コロナウイルスが流行する前の年度は約 4 千万円程度が計上されており重要である。業者選定方法について明確な定めは無く、金額の重要なものについて相見積もりをとっている。内容によっては指名競争入札やプロポーザルによる選定方法が採用されており適切であった。

ケースごとに、その都度選定方法を検討すると恣意的な判断が入る余地があるので選定方法について内容、金額に応じた明確な選定基準を設けることが望ましい。

(意見 4 1) 収支相償について

公益法人の「公益性」を担保するために公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはならない（認定法第 5 条第 6 号）とされている。法人全体では赤字が継続することは存続ができないので収益事業会計や法人会計で黒字にする必要があり、当該法人においても指定管理施設運営事業などの収益事業で 1 千万円から 2 千万円の利益を確保しており、また公益目的事業の費用の中には資金流出を伴わない減価償却費が含まれているので単年度の資金がマイナスになることはない。

収支相償の目的は公益事業で得た収益はすべて公益事業のために使ってくださいという趣旨であるが、費用として使い切るためにコスト削減の意識が薄れる懸念もあると考える。公益法人は監督官庁の監督を受けており定期的に立ち入り検査を受けているがこのようなコスト削減の観点からの検査ではない。

当該法人の支出状況について検証を行ったが、無駄な支出や冗費に当たるようなものは無かった。補助金を交付している観光・国際課としてはこのような観点からの定期的な検査を行うことが望ましい。

第6章 コロナ対策費

1. コロナ関連事業についての総合意見

(意見42) 久留米市の実施状況及びその結果の公表について

久留米市の公表した効果測定については、単に支給件数や支給金額を載せたものに過ぎない。事業の評価・公表の方法には、各自治体ならではの工夫があつてしかるべきではあるが、久留米市の事業の評価・公表方法は不十分であり、効果測定や公表の方法を工夫する必要があつたものとする。

2. 中小企業事業継続緊急支援金

(意見43) 暴力団排除要件の明確性

久留米市事業継続緊急支援金交付要綱については、緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時金支援金等給付規定と比較して、「密接な関係」という表現を用いている。市によれば、「久留米市の事務事業から暴力団を排除するための基本指針」において、「密接な関係」を定義しているとのことであつたが、要綱において当該指針を引用しておらず、要綱と指針の関連性が明らかでなく、第三者からその関連性を確認することも困難である。要綱外の指針で用語の意味を定義づけるのであれば、外部からその定義付けを知り得る状況においておくべきである。

また、申請者が理解できるように、申請時に提出する宣誓・同意書に、明確に「密接な関係」等の具体的内容について記載するのが相当である。

(意見44) 支援金の返還等を求められる不正受給等の説明の省略

申請時に提出する宣誓・同意書では、不正受給等があつた場合に、支援金の返還等を遅滞なく行う義務があることに同意する旨の記載がある。

不正受給という言葉は、その概念が明確ではなく、申請者に宣誓・同意書という形で法的義務を負わせるのであれば、その意味を明示する必要があつたものと考えられる。

また、宣誓・同意書に不正受給「等」と記載されており、市は「等」に「無資格受給」を含める意図はなかったとしているが、市が支給要件を事前に確認したとしても、「無資格受給」の可能性は存在するし、「等」と対象者に不正受給以外の者がいるかのような記載をするべきではなかった。

加えて、無資格受給についても返還義務を負わせる旨の規定を備えるべきであるし、それを明確に規定する必要があつた。

3. 感染症拡大防止対策強化補助金

(意見 4 5) 予算の十分性

当初の申請期間が令和 3 年 1 1 月末までだったにもかかわらず、予算額の都合上、令和 3 年 9 月末に受付を終了している。これは当初予算の策定における検討が十分であったとはいえない。

4. 中小企業金融対策事業

(意見 4 6) 申請書確認手続の不備

利子補給金について、利子額の銀行照会回答文書と、「利子補給金交付申請書兼誓約同意書（第 1 号様式）」、「役員等調書及び照会承諾書（第 2 号様式）」等の申請書類と突合し、令和 2 年 7 月と 8 月の利子補給手続きの妥当性についてチェックをしたところ、管理番号の二重附番による不整合が 4 か所あった。照会後に修正がなされており実際の支払いが二重であったというわけではないが、より内部管理の徹底が望まれる。

5. 中小企業融資利子・保証料補給金

6. 休業要請協力支援金

(意見 4 7) 客観的な資料の必要性

時短営業(17時から20時まで)や休業等の状況が客観的に確認できないケースがあった。

時短要請解除後に受付を開始したため、店頭の貼紙、チラシ、DM などがなく、休業期間の確認を事業者本人の売上台帳や本人自筆の宣言書などの資料で判断しているケースも見受けられ、エステサロンで 2 週間以上の時短営業が要求されているにも関わらず、ホームページにより 2 週間以内であったことが判明した事例があった。客観的に休業等が確認できる資料を必要とすべきだったと思われる。

7. 事業継続給付金・新規創業者事業継続給付金

8. 新しい生活様式対応事業者応援金

9. 大規模観光関連施設支援金

10. 宿泊施設テレワーク等環境整備補助金

(意見 4 8) 地方税徴収猶予制度利用者を滞納なしと扱うことについて

地方税徴収猶予制度利用者を滞納なしと扱うことについて、交付要綱に、現在は明記されていないが、明記することで、申請者に対して、知る機会を与えられるものとする。